

大津市立南郷中学校いじめ防止基本方針

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる

はじめに

生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に「自主・自治・自立」（自ら考え、相談し、自分たちでつくる学校）、「凡事徹底」（あたりまえのことがあたりまえにできる規範意識と継続的な実行力）、「人・物・時間を大切に」（地域・保護者・学校で共通して育てる力）を掲げ、繊細な人権感覚の下、誠意と情熱を持ち、子どもと共に学び続ける教職員を目指し取り組んでいます。

しかし、いじめは被害生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含めた社会全体における最重要課題となっています。

こうしたいじめから一人でも多くの生徒を救うために、教職員一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 7 1 号。以下「法」という。）第 3 条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「条例」という。）第 2 条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

I いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図る。また、生徒が人権の意義や問題について、正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にする実践的な態度を身につけさせる。

いじめに関する学校の基本理念

- (1) 学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わないようにすること。
- (3) 他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにすること。
- (4) いじめが生徒の心身に及ぼす影響について、理解を深めるようにすること。
- (5) いじめを受けた生徒の生命および心身の保護をすること。

「いじめ」の定義（「いじめ防止対策推進法」より抜粋）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または大な危険を生じさせるおそれがあるものです。学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。

① いじめの未然防止

本校では、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、より良い人間関係を築けるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、学校、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取り組みを進めます。また、教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情、人を思いやる心などを育みます。

さらに、生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権を共に大切に、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、生徒の自主・自治・自立の活動を進め、生徒自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての生徒が安心して生活し、学習できる学級、学校づくりを推進します。ついては、上記のことに関して、本校では、次のような取り組みを重点的に進めます。

(1)子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	全校生徒を対象に、人との関わり方について考える活動を生徒会執行部が中心となって行う。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	全校生徒にいじめ防止に関する取り組み目標を設定させ、学校に掲示する。

(2)子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	特別活動において、仲間と協力して活動する充実感や達成感を得ることで、自己肯定感を高める教育を推進する。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	学び合い活動に取り組み、自他共に認め合う人権教育を推進する。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	生徒会活動を中心として、あいさつ運動やいじめ問題に関する啓発活動を行い、全校生徒にいじめ問題を考えさせる教育を推進する。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	おおつつこ相談チームによる出前授業を実施する。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	学び合いを取り入れた授業を実施し、お互いに認め合う授業や学級づくりを行う。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	道徳教育や教育相談、生徒会活動（ハイトッチ運動・取組目標作成）など、さまざまな側面からいじめ防止について取り組む。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	生徒会中心に福祉施設への訪問を行う。 文化祭での園児の発表会の実施。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	外部講師による講演会を、1年生を対象に実施する。

(3)教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	いじめの認知についての研修や事例研修を行う。いじめ対策委員会を定期に開催し、情報の共有を図る。
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	年度当初の職員会議で配布し、議論すると共に、周知徹底を図る。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	いじめ対策委員会を週1回定期に開催する。また、いじめ事案が発生したときには臨時にいじめ対策委員会を開催し、組織的に対応する。

(4)その他(学校独自の取り組み)

行動計画の具体的取組	取組目標
学校独自の取組	毎月1日と15日にあいさつ運動を行う。 地域の夏祭りの見回りや、夏季・冬季に夜間パトロールを実施する。 人権推進協議会、小中学校が連携して、いじめ防止のための啓発ポスターやチラシ等を製作し、各学校や地域で掲示・配布する。

②いじめの早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい、いじりを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく鋭い観察力を高める必要があります。

このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、速やかに関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりせず積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに生徒にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、安心して相談できるよう、教職員は、「いつでも、どこでも相談」の姿勢で、日頃から積極的に生徒に声かけをするなどを心がけ、信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭とも連携するよう努めます。については上記のことに関して、本校では次のような取り組みを重点的に進めます。

(1)いじめに関する情報収集

No.	具体的な取り組み	目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施 教育相談	学校生活についてのアンケートを実施し、悩みを相談できるようにする。
b	いじめ対策担当教員を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	いじめの疑いがある事案が発生したときには、子ども支援コーディネーターに速やかに報告する。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	朝と昼休みの校舎内の見回りや、休み時間の見回りおよび下校指導を全教員で行う。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	各学期に教育相談月間(6月・10月・2月)を設定し、一人ひとりの悩みの把握や信頼関係の構築を図る。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	担任を中心として日頃から家庭との連携を図り、いじめの事案が発生したときには丁寧に状況や対応の経緯を説明する。また、事後にも連絡を入れ、学校や家庭での様子を共有する。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	ネットに関するいじめの危険性を生徒指導通信等で保護者に周知する。いじめの事案が発生した時には状況を説明し、保護者と連携して対応する。また、事後にも連絡を入れ、その後の学校や家庭での様子を共有する。

(2)いじめに関する情報共有

No.	具体的な取り組み	目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	いじめ対策委員会を週に1回定期的に開催する。また、いじめ事案が発生したときに臨時のいじめ対策委員会を開催する。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	定期的ないじめ対策委員会や職員会議において、学校内で発生したいじめ事案について情報共有を図る。また、生徒指導小中連絡会で情報の共有を図る。

③いじめへの対処

生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた生徒の立場に配慮しつつ、関連する生徒から事情を確認するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーにつながります。また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を整えます。

については上記のことにに関して、本校では次のような取り組みを重点的に進めます。

(1)いじめの対処

No.	具体的な取り組み	目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	臨時のいじめ対策委員会を開催し、被害生徒の立場を最優先に考え対応を協議する。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	被害生徒の気持ちに寄り添い、丁寧な対応を行う。また、必要に応じて SC 等の専門家と連携して支援する。加害生徒には、丁寧に状況の確認を行いつつ、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
c	ネット上のいじめへの対応	その他のいじめ事案と同様に、被害生徒及び加害生徒への対応を行う。また、ネット上で拡散する可能性を考え、周囲の生徒への注意や指導を行う。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	アンケートの内容や実施方法等を拡大いじめ対策委員会で協議し、被害生徒保護者の同意を得た上で実施する。また、アンケート結果の集計も拡大いじめ対策委員会でを行い、被害生徒保護者にも開示する。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	被害生徒保護者及び加害生徒保護者へ、丁寧に状況と対応の経緯を説明する。また、事後にも連絡を入れ、学校や家庭での様子を共有する。

(ア)被害生徒への支援

- ・「子どもを守る」「被害者が最優先」という立場で指導にあたる。
- ・被害生徒に安心感を与え、共感的な態度で話を聞き、問題点を明確にする。
- ・担任一人が抱え込まず、副担任、学年、学校全体で組織として対応する。

(イ)加害生徒に対する指導と支援

- ・正確な事実をもとに指導する。(いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どうした)
- ・行為が正当なものでないことを十分に悟らせる指導を行う。
- ・家庭環境や学校への不平不満が行動の背景にある場合があり、事情を聞く事は必要であるが、それらの行為は絶対に許されない行為であることを毅然たる態度で教える。
- ・人権を尊重することの大切さに気づかせ、本人が自ら反省する方向に導くように支援する。
- ・内容によっては、関係機関と連携し、厳しい処置を検討する。

(ウ)傍観者に対する指導と支援

- ・いじめの認識に加え、いじめを助長する雰囲気があったかを確認する。
- ・傍観者の与える影響を踏まえ、当事者としての意識を持たせる。
- ・いじめに対する一人ひとりの思いを、学級・学年で共有する。
- ・一方的に人の心を傷つける行為は、決して許されないことを徹底して指導する。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

①いじめ対策委員会の役割

- ア) いじめ防止等の取り組みの年間計画を作成すること。
- イ) いじめ防止等の取り組みについて、全ての教職員間で共通理解を図ること。
- ウ) いじめ防止等の取り組みの実施、進捗状況の確認を行うこと
- エ) 生徒や保護者、地域に対して、いじめ防止等の取り組みについて情報発信する。
- オ) いじめの疑いに関する情報の収集や記録、共有を行うこと。
- カ) 情報の迅速な共有を図り、事実関係の聴取や支援・指導体制を判断すること。
- キ) 保護者との連携等の対応を行うこと。
- ク) いじめ防止等の取り組みの検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

②いじめ対策委員会の構成員

管理職・教務主任・子ども支援コーディネーター・生徒指導主事・児童生徒支援加配(教育相談担当)・学年主任・学年生徒指導・養護教諭・担任とし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

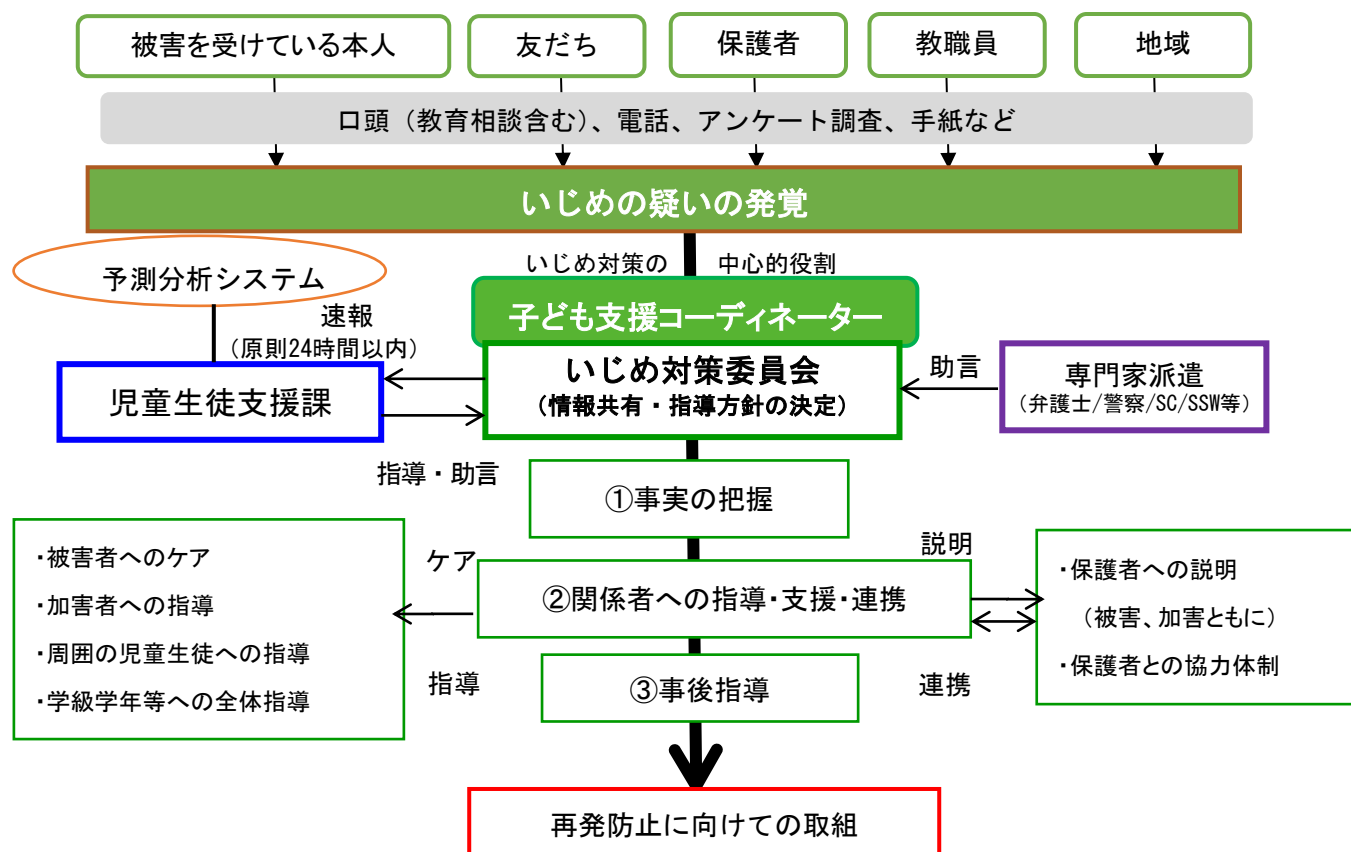
また、事案の性質等、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を得ます。

拡大いじめ対策委員会：学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議する。構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター等の学校教職員の他、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員などの学校関係者とし、※学校運営協議会と兼ねる。

③関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取り組みの実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、生徒会等と役割分担し、連携して取り組みます。

④いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

① 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取り組みがいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取り組み内容や方法の見直しを検討します。このような取り組みを通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

② 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組み	備 考
4	生徒指導研修(①・②・③) 学級懇談会(④) スマホ教室(①)	・教職員の共通理解
5	「教師のためのチェックリスト」(①・②) 生徒総会(①)	
6	いじめ防止啓発月間(①) 学校生活アンケート(②・③) 教育相談アンケート(①・②・③) 教育相談(②・③) 学校運営協議会(拡大いじめ対策委員会)(④)	・生徒会の取り組み
7	三者懇談会(④)	
8	いじめ問題に関する校区内研修会(①・②・③・④)	
9	「教師のためのチェックリスト」(①・②)	
10	いじめ防止啓発月間(①) 学校生活アンケート(②・③) 教育相談アンケート(①・②・③) 教育相談(②・③)	・生徒会の取り組み
11	道徳授業参観(①・④)	
12	三者懇談会(④)	
1	「教師のためのチェックリスト」(①・②)	・人権推進協議会、小中連携合同の取り組み
2	学校生活アンケート(②・③) 教育相談アンケート(①・②・③) 教育相談(②・③) 学校運営協議会(拡大いじめ対策委員会)(④)	
3		
年間を通じて	朝のあいさつ運動(①・②)	・生徒会(月2回)
	下駄箱、トイレチェック、廊下パトロール(①・②・③)	・毎日
	いじめ対策委員会(①・②・③・④)	・週1回(水)
	教育相談部会(①・②・③)	・週1回(木)

※いじめの未然防止に関すること…① いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③ いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④